

○出水市公の施設の指定管理者の公募に関する要綱

平成30年3月29日

告示第54号

最終改正 令和4年2月3日告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年出水市条例第54号。以下「条例」という。）第2条に規定する指定管理者の公募に関する業務の適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者としての資格)

第2条 指定管理者となれる者は、施設の管理等を安定的に行うことのできる能力を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市は、施設の管理運営を的確かつ継続的に行うことができる人的・物的条件の確保、公共性を有する施設の管理者として不適切と思われる法人等の排除、施設の設置目的等をふまえ、かつ地域制の反映等を考慮した上で、競争性を確保できる必要最小限の条件設定の視点に立って、施設特性に応じた個別の資格要件を追加することができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと、及び本市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 法人等及び法人等の役員が市税、県税及び法人税、消費税等の国税を滞納していないこと（指定管理者候補法人に選定された場合は、役員の納税証明書を提出すること。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手續開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手續開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手續開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 出水市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）が、代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準じる役員等に就任している法人等でないこと。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合及び地方自治法第92条の2の請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、施設の事情等により特に必要があると認

める場合を除く。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
- (7) 条例第8条の規定により過去に指定の取消し等を受けた法人等でないこと。
- (8) 申請時において、次に掲げる要件の全てを満たす、本市内に法人等の主たる事務所又はこれに準ずる実態を持つ事務所（以下この条において「主たる事務所等」という。）を現に有する（指定管理者候補者となった場合、基本協定を締結するまでに、次に掲げる要件を満たす主たる事務所等を開設することを確約できる時を含む。）こと。
- ア 市内の活動拠点（営業所・支店等事務実施を行う拠点をいう。この号において同じ。）であること。
- イ 市内活動拠点に勤務する従業員の過半数が地元雇用（市内に住所を有する者の雇用をいう。）であること。
- ウ 当該事務所には、施設管理を行うために必要な意思決定権限を有する責任ある者又は委任を受けた者を配置し、緊急な事態等に対して速やかに適切な対応ができること。
- (9) 職員が当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。ただし、市の承認を受けた上で、資格を有する第三者への外部委託による対応が可能な場合は、この限りでない。
- (10) 労働保険及び社会保険に加入していること。ただし、法令上加入の必要のない法人等にあつては、この限りではない。
- (11) 選定審議会委員が、応募しようとする法人等の経営又は運営に直接関与していないこと。
- (12) 労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）。
- (13) その他市長が必要と認める要件

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月3日告示第15号）

この告示は、令和4年2月3日から施行する。